

# 京田辺市 地域公共交通計画

Master Plan for Regional Public Transportation



令和8年(2026年) 京田辺市



# はじめに

本市で初めてとなる公共交通計画を策定しました。

京田辺市は、京都、大阪、奈良の三大都市に鉄道で約30分という高い利便性をいかしたまちづくりを進めてきました。大都市近郊であるにもかかわらず、豊かな自然に恵まれた本市は、子育て世代にも転入先として選ばれる魅力あるまちとして発展してきたところです。



また、市内の交通を見渡せば、拠点となる鉄道駅からすべての地域に民間事業者による路線バスが運行されています。これは「事業者への運行負担金」や「路線バス無料の日」、「交通系ICカードへのポイント付与事業」等を実施してきたことによるもので、行政が運行するコミュニティバスがないのも本市の公共交通の大きな特徴です。

さらには、タクシーがドア・ツー・ドアの機動的な特色をいかし、鉄道や路線バスを補完する個別的公共交通として定着しています。

これらの公共交通が今、深刻な担い手不足に直面しています。特に路線バスに関しては、報道などでも取り上げられているように、いつ廃線や撤退という事態に直面しても不思議ではありません。

本計画では、こうした事態にもしっかりと対応し、鉄道、路線バス、タクシーといった既存の公共交通と新たな交通モードを組み合わせ「暮らしに必要な移動を支える持続可能な公共交通」を実現できるよう、取り組みを進めてまいります。立地適正化計画との連携、交通事業者を取り巻く環境がめまぐるしく変化することへの迅速な対応も可能となるよう、他の行政計画にはない工夫もちりばめています。

計画に掲げる施策を着実に実行し、私の政策理念である「みんなが住み続けたいと思えるまち」の実現を目指し、皆さまと一緒にまちづくりを進めてまいります。

結びに、京田辺市地域公共交通活性化協議会委員の皆さま、市民アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた方々並びに計画の策定にあたって貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに、心から感謝を申し上げます。

京田辺市長 上 村 崇



# 巻頭言

地域公共交通計画は、地域の移動手段を持続的に確保することを目的のひとつとしています。これは、交通を主軸とした「まちづくりの設計図」といえます。本計画の策定にあたっては、地域住民の代表や交通事業者、行政のみなさまとともに検討してきました。また、パブリックコメントでは、京田辺市の特徴をふまえた貴重なご指摘をいただきました。本計画の策定にご協力いただきましたみなさまに感謝いたします。



地域公共交通計画では、京田辺市の人口や施設の立地など地域の特徴やこれからの変化を検討し、公共交通の将来のあり方とそれに向けた維持や再編などの方針を定めました。

公共交通、とりわけバス交通は自動車の普及や人口の減少により、長期的に利用者が減少しています。なかには、バスとして維持するのが難しい路線も出てきました。また、京田辺市の人口は減少局面に入るとともに、地域によっては急速な高齢化が進むことが予想されます。さらに、人口の減少により運転士の不足も深刻化しています。これまでと同様の移動サービスの維持が難しくなるなか、多様な移動手段を確保する必要があるでしょう。

このように、社会環境の変化をふまえながら公共交通計画が策定されましたが、公共交通の維持や策定内容の実現には、市民のみなさまの協力が欠かせません。大規模な商業施設に代表されるように、自動車での来訪を前提とした施設が数多く立地しており、自動車による移動は生活のうえで欠かせない人は多いでしょう。

そのようななか、将来自動車が運転できなくなった時、すなわち自動車を運転する体力がなくなった時、公共交通を利用したいと考える方の声を聞きます。しかし、公共交通での移動は自動車の運転よりも多くの体力を必要としますので、自動車が運転できなくなった時、公共交通にも乗ることは難しいのです。こうした移動に関する誤解を解いていくことで、自動車を利用しつつも目的地にあわせて適切な移動手段を使い分ける生活が望まれます。日常の移動の際、公共交通の維持を「自分ごと」として考えていただければ嬉しく思います。

市民のみなさまの協力により、京田辺市の公共交通がよりよい方向に向かい、住み続けられる街となることを期待しています。

京田辺市地域公共交通活性化協議会 会長

龍谷大学文学部 教授 井上 学



# 目次

第1章	京田辺市地域公共交通計画について	1
1	京田辺市地域公共交通計画策定の背景・目的	1
2	京田辺市地域公共交通計画の概要	1
3	計画の区域	1
第2章	地域・社会動態の整理	2
1	市の人口動態・地理的条件・施設立地状況等の把握	2
2	上位計画・個別計画の整理	28
3	地域概況のまとめ	36
第3章	移動手段の現状	39
1	公共交通運行状況の整理	39
2	公共交通以外の移動手段の状況整理	49
3	公共交通を取り巻く現状と課題	57
第4章	京田辺市の公共交通が目指す方向性	61
1	将来の交通体系づくりの基本理念・基本方針	61
2	京田辺市の将来の交通体系	63
第5章	目指す姿の実現のための施策	66
1	評価指標の設定	66
2	実施する施策	67
3	進行管理（達成状況の評価）	83





# 第1章 京田辺市地域公共交通計画について

## 1 京田辺市地域公共交通計画策定の背景・目的

公共交通を取り巻く環境が大きな転換期を迎えています。

国においては、地域のニーズに合った公共交通サービスの持続的な提供を目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地方自治体による地域公共交通計画の策定が求められています。

本市は、域内に9つの鉄道駅を有し、また、市内のすべての集落と拠点駅を路線バスが結ぶことによって利便性の高いまちとして発展し、今なお人口増加を続けています。

しかしながら今、利用者の減少と深刻な運転士不足によって路線バスが極めて厳しい状況に直面し、これまでの交通ネットワークの維持が厳しい状況となっています。

市民アンケートや事業者のヒアリングからは、「公共交通空白地域の発生の可能性」「公共交通の乗り方等に関する情報不足」「他の公共交通機関との乗り継ぎの不便さ」等の問題が顕在化しています。また路線バスが直面する課題は、市北部・中部・南部においてもそれぞれ性質を異にしており、解決に向けては異なるアプローチが求められています。

一方で新たな開発による移動需要の増加、関西文化学術研究都市の一翼を担う都市としての側面、モビリティを活用した地域課題の解決を目指す同志社大学、日産自動車株式会社との三者連携といった公共交通維持に向けたポテンシャルも本市は十分に有しています。

京田辺市地域公共交通計画は、こうした状況を踏まえ、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通ネットワークを構築するため策定するものです。

## 2 京田辺市地域公共交通計画の概要

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく「地域公共交通計画」として策定するものです。

本市の最上位計画である「京田辺市総合計画」をはじめ、京田辺市立地適正化計画など関連する各種計画との整合を図りながら、本市における公共交通施策の基本的な方針を示すものとしします。

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間としします。ただし、社会情勢の変化や上位計画の改定、公共交通を取り巻く環境の大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとしします。

このほか、広域的な上位計画及び関連計画として京都府が策定した「京都府総合計画」や、けいはんな学研都市における広域的な公共交通ネットワークを考慮し、木津川市、精華町など近隣自治体との連携も視野に入れます。

## 3 計画の区域

京田辺市全域を計画の区域としします。